地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に 基づき監査を行ったので、その結果及び意見を同条第9項及び第10項の規定に より次のとおり公表する。

令和4年3月1日

精華町監査委員 井 上 直 樹

同 坪井久行

令和3年度定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を精華町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考と して措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和3年11月29日から令和4年2月24日まで

2 監查対象部局

監査対象部局	
総務部	企画調整課、総務課、財政課、情報政策室、入札契約
	室、自治振興課、危機管理室
住民部	総合窓口課、税務課、国保医療課、人権啓発課
健康福祉環境部	社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康推進
	課、新型コロナワクチン接種対策室、環境推進課、い
	けたに保育所、こまだ保育所
事業部	産業振興課、検査住宅課、建設課、都市整備課

上下水道部	経理営業課、上下水道課
会計管理者	会計課
消防本部	総務課、指令課
教育部	学校教育課、生涯学習課
議会事務局	議会事務局

3 監査の対象

令和3年4月1日から同年10月31日までの間に締結した随意契約の内、 契約金額(単価契約にあっては、単価に予定数量を乗じて得た額)が上位5 件に入るもの(一般会計にあっては、財務会計システムにより起工伺を起票 しているものに限る。)

4 監査の着眼点

- (1) 随意契約の理由が妥当であるか。
- (2) 予定価格は適正に定められているか。
- (3)業務の具体的内容や必要事項について仕様書に明記されているか。
- (4) 契約書が適正に作成されているか。
- (5)決裁日の記入漏れや押印漏れ等、契約に係る一連の書類に形式上の不備はないか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、 令和4年1月7日、11日及び14日に関係職員から説明を聴取した。

※監査資料

- ア 随意契約調査票
- イ アの調査票で指定した契約に係る起工伺から検査復命にいたる一連の 書類
- ウ 所属職員調査票

第2 監査の結果及び意見

1 共通指摘

(1) 契約書が適正に作成されているか。

複数の契約において、契約書に精華町契約規則(以下「規則」という。) 第13条第1項各号の記載事項がないものが見受けられた。

規則第13条第1項では「契約書には、次の各号に掲げる事項についての記載がなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。」と規定されている。

つまり、契約の性質や目的等による特別な事情がない限り、規則第13 条第1項各号に掲げるすべての事項を契約書に記載しなければならない。

なお、町では、これらの記載事項が漏れなく記載されるよう、標準契約 書が作成されている。

よって、契約書の作成に当たっては、標準契約書の使用の可否を検討した上で、これを使用しない場合には、規則第13条第1項各号の記載事項が漏れなく記載されていることや、契約内容に町にとって不利益となるような不適当な点がないことを確認されたい。

2 個別指摘

- (1) 随意契約の理由が妥当であるか。
 - ア
 「非常用発電設備整備点検委託業務」(危機管理室)

緊急時の対応のため町内又は近隣市町村に事業所を有する者を契約相 手方とする必要があるということを理由に、「その性質又は目的が競争 入札に適しないもの」として、地方自治法施行令(以下「令」という。) 第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約により契約を締結 していた。

令第167条の5の2では「一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第1項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。」と規定されている。

つまり、一般競争入札においても、事業所の所在地を入札参加資格の 要件として定めることができるものである。

したがって、事業所の所在地が特定の場所にあることのみを理由として、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とは解せられない。また、当該契約は、4者から見積を徴取する見積合わせを行っていることから、特殊な技術を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないという事情も見受けられない。

よって、事業所の所在地が特定の場所にあることを要件とする契約を 締結する場合にあっては、事業所の所在地を入札参加資格の要件として 定めた上で、一般競争入札により契約を締結されたい。

なお、ヒアリング時の説明によると、設備の故障により緊急に対応する必要があったため、随意契約により契約を締結したとのことであるが、仮に設備の故障により緊急に対応する必要があったということであれば、緊急に対応しなければ不利益を被る旨を具体的に明記した上で、令第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約により契約を締結することが適当である。

イ 「精華町地域福祉センターかしのき苑設備管理業務」(社会福祉課)

一般競争入札の公告をしたところ、入札者が1者のみであったため入札を取り止めて、令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結していた。

令第167条の2第1項第8号では「競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき」に随意契約により契約を締結することができると規定されている。

つまり、入札者が1者でも存在した場合は、「競争入札に付し入札者 がないとき」とは解せられない。

なお、町では、入札者が1者のみであったため入札を取り止めた場合に、「仕様の変更等による再度入札が難しいと判断される場合は、2社以上からの見積徴取を行い、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約をする」(令和2年5月19日総務部長通知)こととしている。

よって、令第167条の2第1項各号の適用を誤らないよう、適用条項を精査されたい。

ウ 「令和3年度町営住宅除草業務委託」及び「令和3年度精華町あき地の管理の適正化に関する条例に基づく除草業務委託」(検査住宅課・環境推進課)

令第167条の2第1項第3号の規定を「準用」し、同号の規定に該当しない者と随意契約により契約を締結していた。

「随意契約によるときは、手続が簡略で経費の負担が少なくてすみ、しかも、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるという長所がある反面、契約の相手方が固定化し、契約の締結が情実に左右されるなど公正を妨げる事態を生じるおそれがあるという短所も指摘され得ることから、令一六七条の二第一項は前記法の趣旨を受けて同項に掲げる一定の場合に限定して随意契約の方法による契約の締結を許容することとしたものと解することができる」(最二小判昭和62年3月20日民集41巻2号189頁)とされている。

つまり、令第167条の2第1項各号の規定を「準用」して随意契約 により契約を締結することは許されないものと解される。

よって、令第167条の2第1項各号のいずれかの規定に当てはまる 場合にのみ随意契約により契約を締結されたい。

- (2) その他契約に関する事務が適正に行われているか。
 - ア 「新型コロナワクチン接種に係る予約問い合わせ等業務委託」(新型 コロナワクチン接種対策室)

4月から8月までの委託業務の完了届が11月に一括で提出されており、契約代金を5か月分一括で支払っていた。

契約書では、毎月払いとすることが定められており、契約代金の支払 に当たっては、「委託業務の全部若しくは部分の履行が完了し、かつ、 発注者の検査に合格したときは、当該履行部分の契約代金(単価契約に あっては履行完了した実績数量に応じた代金)を請求することができる」 と規定されている。また、検査に当たっては、「受注者は、契約書若し くは仕様書で指定された期間又は部分の業務を完了したとき、若しくは 委託業務のすべてを完了したときは、直ちに完了届を提出しなければな らない」と規定されている。

つまり、毎月の履行完了後、直ちに完了届を提出させ、検査を行った 上で契約代金を支払う必要がある。

よって、契約の内容が契約書に基づき適正に履行されるよう、受注者に対し必要な監督又は検査をされたい。

3 総括意見

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り実施できる例外的なものである。

そのため、町では、例外的な契約方法である随意契約についての標準的な解釈・指針を示すため、令和3年10月1日に「精華町随意契約ガイドライン」を制定し、随意契約の適正な運用に努めているところである。

今回の監査では、随意契約の適用の判断、予定価格の設定、契約書内容の精査等の基本的かつ実務的な事項に関し、各所管課によって知識やノウハウに偏りがあることが見受けられた。契約事務を統括する部署は、知識やノウハウが豊富な各所管課の好事例の共有を図るなど、各所管課において契約に携わる職員の実務上の知識やノウハウ不足を補う仕組みを検討し、より一層、契約事務が適正に行われる環境を整備されることを期待する。